

令和7年4月1日から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業手当金の支給対象期間延長手続きが変わります

育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に添わない行為であり、制度を適切に運用するために、手続きの見直しが行われました。

これまで

延長要件

- 保育所等における保育の利用を希望し、
- ①子の1歳の誕生日^{※1}の前日までに申込を行っている
- ②入所希望日を1歳の誕生日以前としている
- ③保育所に入所できず待機となっている

必要書類

- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

令和7年4月から

- 保育所等における保育の利用を希望し、
- ①子の1歳の誕生日^{※1}の前日までに申込を行っている
- ②入所希望日を1歳の誕生日以前としている
- ③保育所に入所できず待機となっている



- ④ **速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものと組合が認める^{※2}こと**

- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）



- **市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し**
- **育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書**

様式新設

※1 パパママ育休プラス制度の利用により、支給期間が延長されている場合は、支給期間の末日

※2 速やかな職場復帰のための保育所の利用希望とは下記①～③をすべて満たす必要があります。

- ①入所希望日が子の1歳の誕生日以前の日であること。
- ②市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。
- ③利用希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと。



市区町村の申込期限に間に合わなかった場合や、市区町村への相談無く申込をしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受付のスケジュールを必ずご確認ください。



やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合は延長の要件を満たしません。

「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合を指します。

育児休業手当金の支給期間延長に関する要件、必要書類等の詳細については、新設された「**育児休業手当金対象期間延長事由認定申告書**」の裏面をご確認ください。

育児休業に係る子について、市区町村へ保育所等の利用申し込みを行った際は、「**利用申込書の写し**」の保管をお願いします。

